

募集

非常勤職員

意匠審査調査員

(審査基準資料整備担当)

意匠審査の

実例に関する

情報収集や分析等を

担う方を募集します

● 勤務条件

※令和6年度実績。令和7年度については若干変更となる可能性もあります。

- ・勤務日等：週4日（週休日は調整の上決定）、1日7時間45分勤務（9:00-17:45、委細面談）
- ・日給：19,900円
- ・諸手当：通勤手当（支給要件あり）
- ・賞与：年2回支給（6月/12月）※一定の条件あり
- ・社会保険：健康保険、厚生年金保険、雇用保険完備
- ・勤務地：特許庁本庁舎（東京都千代田区霞が関三丁目4番3号）

● 任用予定期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

● 求める人材（応募資格）

以下のすべてを満たすこと。

- (1) 意匠制度及び意匠審査基準に関する専門的知識を有する者
- (2) 大学、企業等で産業財産権に関し、研究又は調査経験がある者
- (3) 基本的なPC操作ができ、統計情報のデータ加工、グラフの作成等が可能な者
- (4) 正確な作業ができ、他の職員と協調して真面目に業務に取り組む意欲のある者

● 選考方法

書類選考及び面接試験

● 詳細

応募方法、その他の詳細は裏面と特許庁WEBページをご覧ください。

特許庁 調査員



※特許庁WEBページ

「意匠審査調査員（審査基準資料整備担当）の募集について」

[応募締切]
令和6年

12/4(水)

(※郵送：同日必着、
E-mail：同日15時まで)

募集情報

※この非常勤職員募集については、次年度予算が成立することを前提とした募集内容となっております。募集開始時点では次年度予算は成立しておりません。今後の状況により、今般の募集内容が変更となる可能性がありますことを御了承の上、御応募ください。

| | |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 募集職種 | 意匠審査調査員（審査基準資料整備担当） |
| 採用予定課室 | 意匠課 意匠課では、意匠出願の審査に関する審査周辺事務等を行っています。 【参考】意匠の登録制度の概要 https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/seidogaiyo/torokugaiyo/index.html |
| 業務内容 | ・国内審査実例、審決及び判決、実施例等の情報収集と分析 ・諸外国のデザインに係る産業財産権制度に関する法令及び活用状況、判例及び各種事件のトピック等の情報収集と分析 ・意匠審査基準等に関する外部からの問い合わせ対応と分類・整備 ・意匠審査基準ワーキンググループ等のための情報収集と分析 |
| 募集人数 | 若干名 |
| 勤務条件 | ※令和6年度実績。令和7年度については若干変更となる可能性もあります。 ・勤務日等：週4日（週休日は調整の上決定します）、1日7時間45分勤務（9：00～17：45、委細面談） ・休日：土曜日、日曜日、祝日法に基づく休日及び年末年始 ※一定の条件を満たした場合、年次休暇等あり ・日給：19,900円 ・諸手当：通勤手当（支給要件あり） ・賞与：年2回支給（6月/12月）※一定の条件を満たした場合 ・社会保険：健康保険、厚生年金保険、雇用保険完備 ・勤務地：特許庁本庁舎（東京都千代田区霞が関三丁目4番3号） |
| 任用予定期間 | 令和7年4月1日～令和8年3月31日 （任期終了後の採用を希望する場合は、原則として改めて採用試験を受験する必要があります。） ※採用の日から起算して原則1月間は条件付採用期間となります。 |
| 求める人材（応募資格） | 以下のすべてを満たすこと。 （1）意匠制度及び意匠審査基準に関する専門的知識を有する者 （2）大学、企業等で産業財産権に関し、研究又は調査経験がある者 （3）基本的なPC操作ができ、統計情報のデータ加工、グラフの作成等が可能な者 （4）正確な作業ができ、他の職員と協調して真面目に業務に取り組む意欲のある者 |
| その他（兼業について） | 弁理士業務及び弁理士事務所における補助業務並びに企業、団体等における産業財産権関連の業務（明細書案作成、相談等）に関する職を兼ねてはなりません。 |
| 応募方法 | 以下の書類を下記書類提出先まで御提出ください。 （1）履歴書 ・履歴書様式（Excel）を特許庁ウェブページよりダウンロードの上（A4サイズ）、履歴書記載例に従って記入してください。なお、本履歴書様式での提出を必須とさせていただきます。 ・応募する職種に関して有する専門知識や業務経験がある場合は、具体的かつ簡潔に記入してください。 ・「求める人材（応募資格）」にスキルや知識の記載がある場合は、ご自身の状況についてなるべく多く記載してください。 ・研究及び調査実績が分かる論文あるいはレジュメ、職務経歴書等を同封の上、下記提出先までご郵送ください。 ○書類作成上の注意 ・履歴書の提出については、可能な限りE-mail（Excelファイル）にてご提出ください。 ・上記による方法が難しい場合は、E-mail（PDFファイル）または郵送にてご提出ください。 ・郵送で提出される場合は、書類は全てA4サイズ・片面印刷とし、ステープラー止めをしないでください。 ・必ず写真を貼付してください。 ・必ずパソコンのE-mailアドレスを記載してください。 ・必ず、応募官職記入欄に、「意匠審査調査員（審査基準資料整備担当）希望」と記載してください。 ・必ずメールの件名は「意匠審査調査員（審査基準資料整備担当）__氏名__」にしてください。 ・必ず、履歴書のファイル名は「意匠審査調査員（審査基準資料整備担当）__氏名__履歴書」にしてください。 ・職務経歴書を提出していただく場合、ファイル名は「意匠審査調査員（審査基準資料整備担当）__氏名__職務経歴書」にしてください。 ※応募書類については、採用選考以外の目的に使用することはありません。 |
| 応募締切 | 令和6年12月4日（水）（郵送の場合は同日必着。E-mailの場合は同日15時まで。） |
| 選考方法 | 書類選考及び面接試験を行います。 ・書類選考合格者のみ、面接試験のご案内を書面にて通知いたします。 ・ご提出いただいた応募書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。責任を持って破棄させていただきます。 ・面接試験は、令和7年1月14日（火）予定 |
| 連絡先 | <書類提出先・勤務条件に関する問い合わせ先> 〒100-8915 東京都千代田区霞が関3-4-3 特許庁総務部秘書課任用第二係 電話：03-3581-1101（内線2017） E-mail：PA-hijokin-saiyo@jpo.go.jp ※申込み受付専用のアドレスになります。個別の御質問には回答できかねますのでその点御了承いただきますようお願いいたします。御質問がある場合にはお電話でお問合せください。 <業務内容・応募資格に関する問い合わせ先> 特許庁審査第一部意匠課企画調査班 電話：03-3581-1101（内線2907） |